「日本国内投資促進プログラム」(国内投資促進のための総合プラン)の策定 総理指示

2010年8月28日

1. 地方における雇用確保

特に地方などの雇用情勢の悪化に対応するためには、雇用先の企業の確保が不可欠。世界金融危機による景気悪化を端緒とした、我が国企業の設備投資の凍結・見直しや投資意欲の減退は、工場立地の減少を招き、さらに、最近の為替レートの円高傾向は、工場・本社の海外流出を加速させる傾向があり、我が国の雇用確保および立地競争力に危機感がある。

(注) 我が国設備の年齢(ビンテージ)は、70年代初頭は、7年程度であったのに対し、2009年には13年に伸びており、設備の老朽化と生産性の低下に懸念がある。

2. 国内投資の拡大

一方で、企業が抱える現預金は200兆円超と言われ、雇用創出を図り景気回復を途切れさせないようにし、かつ、将来の我が国の産業競争力の強化を図るためには、当該資金を国内投資などに誘導する必要がある。

3.「日本国内投資促進プログラム」の策定

このような問題意識から、総理大臣指示に基づき、政府として、国内投資 促進のための総合的なプラン(「日本国内投資促進プログラム」)を策定し、 実行する。

内容的には、工場・事業場の国内立地推進、本社機能の国内立地促進、中 小企業対策を重点課題とする。

本プランの検討にあたって、緊急に必要な対応については、今般決定する 経済対策に盛り込むとともに、今後半年から一年の間に実施する対応策につ いて、10月から11月を目途にプログラムをとりまとめる。

策定は、総理大臣のイニシアティブの下、経済産業大臣を中心に各省連携 して作業に当たるよう、本日指示を行った。

日本国内投資促進プログラム骨子(案)

平成22年9月 経済産業大臣

1. 基本的な考え方

- 企業が国を選ぶ時代に、我が国は投資先としての魅力を急速に失いつつある。加えて、最近の円高の進行は、工場や本社の海外流出を加速する恐れがある。一方、これまで企業は財務改善などの「守り」に追われ、国内への投資をためらってきたが、これからは将来の成長の源となる投資へと「攻め」の姿勢に転じるべき時期にある。
- こうした中、予算・税制・規制改革・特区制度などあらゆる政策手段を活用しつつ、新成長戦略を前倒しで実行し、<u>工場・事業所の国内立地促進</u>、 <u>本社等機能の国内立地促進</u>、<u>ものづくり基盤を支える中小企業対策</u>を強力に展開することで、内外の企業等による国内での思い切った投資と新たな雇用の創出を促進することが必要である。
- 官と民がそれぞれの役割を協調して果たすため、各産業界及び労働界の参加を得た「国内投資促進円卓会議(仮称)」を設け、今般の経済対策に盛り込まれた事項を含め、今後半年から1年の間に官民が一体となって実施すべき対応策を検討し、10月から11月を目途に「日本国内投資促進プログラム」として取りまとめる。

2. プログラムの骨子

(1) 工場・事業所の国内立地促進

①低炭素分野等の国内立地支援

- ・低炭素関連産業の国内立地や研究開発を支援する。
- ・工場の立地手続など制度・規制改革を推進する。ベストプラクティスに 関する情報提供を行いながら、工場の立地手続のワンストップサービス 化を地方自治体に要請する。
- ・投資の前提となる成長分野の需要やイノベーションを創出するため、 新成長戦略に盛り込まれた政策を前倒しして強力に推進する。

②国内改革と一体となった主要国との質の高いEPAの推進

韓国など諸外国が自由貿易圏を拡大する中で、国内企業と外国企業の関税格差が拡大し空洞化を助長しかねない状態を打破するため、国内制度改革等と一体となった主要国との質の高い経済連携を加速する。

③低コストで高品質なインフラ整備

- ・輸出貨物に係るいわゆる「保税搬入原則」の見直しなど貿易関連手続の 一層の円滑化に向けた制度・規制改革を推進する。
- ・羽田の24時間国際拠点空港化や、首都圏空港を含めた徹底したオープンスカイを推進する。
- ・アジア主要国と遜色のない港湾サービスを実現するため、港湾の「選択 と集中」により国際戦略港湾の国際競争力強化等を図る。

(2) 本社等機能の国内立地促進

①法人実効税率の引下げ

法人実効税率を世界水準まで引き下げることを目指す。その際、課税ベースの拡大を含め財源確保に留意し、雇用の確保及び企業の立地環境の改善が緊急の課題であることも踏まえ、まずは平成23年度において法人税率を5%引き下げる。

②日本のアジア拠点化

- ・グローバル企業の本社・研究開発拠点の国内立地を促進するため、税制 を含むインセンティブ措置を導入する。
- ・総合特区制度を創設するなど、グローバル企業による事業活動や投資の 障壁となる制度や規制を大胆に見直す。

③労働市場の機能強化

- ・日本企業の国際展開を担うグローバル高度人材を育成するため、高等教育の国際化の支援や日本人学生等の留学・研修への支援等を行う。
- ・優秀な海外人材を我が国に引き寄せるため、職歴や実績等に優れた外国 人に対し出入国管理制度上の優遇措置(いわゆる「ポイント制度」)を講 じる仕組みの導入等を行う。
- ・将来の成長分野への労働移動を円滑化するため、日本版NVQ (職業能力評価)制度の導入等による労働市場の機能強化を推進する。

4イノベーション創出環境の整備

- ・国内外から優れた研究者を惹きつけるため、最先端研究施設・設備や支援体制の整備、世界的な産学官集中連携拠点の形成等の環境整備を行う。
- ・官民連携の強化やシーズ研究から産業化に至る円滑な資金の供給など、 イノベーション創出のための制度・規制改革を推進する。

(3) ものづくり基盤を支える中小企業対策の強化

①技術開発支援

ものづくり基盤技術の高度化に資する中小企業の研究開発から試作段階までの取組について、資金的支援等を行う。

②海外販路開拓支援

アジアを始めとする海外の新興国における中小企業の販路開拓を支援するため、支援体制を整備し、情報提供・人材育成支援や海外見本市への 出展・商談の機会の拡大等を支援する。

③資金繰り支援

公的金融による貸付の実施や、保証を通じた民間金融の円滑化を図ることなどにより、中小企業の資金繰り支援に万全を期す。

④中小法人軽減税率の引下げ

中小企業の活性化・競争力の向上を実現するため、中小法人軽減税率の 引下げを目指す。

⑤人材獲得支援

新卒を中心とした就職者に中小企業におけるインターンシップの機会を 提供すること等により、新規人材と採用意欲のある中小企業とのマッチ ングを行う。